2026 年 6 月

島嶼地域（伊豆諸島、小笠原諸島）にお住まいのお客さまへ
電気最終保障供給約款でご契約のお客さまへ

東京電力パワーグリッド株式会社

電気・ガス料金支援における当社の対応について

１．概要

当社は、2026 年 5 月 25 日に高市内閣総理大臣より記者会見において発表された内容に基づき、電気・ガス料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するべく、経済産業省から要請を受けました。

本要請を踏まえ、燃料費調整単価または燃料費等調整単価については、国が定める値引き単価を差し引いた単価といたします。値引きの適用に際しまして、お客さま自身でのお手続きは不要です。

毎月の値引き単価については請求書等にてお知らせいたします。

２．対象となるお客さま

島嶼地域（伊豆諸島、小笠原諸島）にお住まい（離島等供給約款[低圧用]、離島等供給約款[高圧用]でご契約）のお客さま、および電気最終保障供給約款でご契約のお客さまが値引きの対象となります。

※ 特別高圧にて電気のご契約をいただいているお客さまは、本値引き措置の対象外です。

３．適用期間

2026 年７月使用分から 2026 年９月使用分の電気料金（2026 年８月分から 2026 年 10 月分としてご請求する電気料金）に適用いたします。

※ 毎月の検針日が１日（計量日１日）のお客さまについては、2026 年８月使用分から 2026 年 10 月使用分までが対象となります。

４．国が定める値引き単価

- 2026 年７月使用分および９月使用分※1 の電気料金（８月分および 10 月分としてご請求する電気料金）に対する値引き単価

  【低圧】3.5 円/kWh（税込）

  【高圧】1.8 円/kWh（税込）

- 2026 年８月使用分※2 の電気料金（９月分としてご請求する電気料金）に対する値引き単価

  【低圧】4.5 円/kWh（税込）

  【高圧】2.3 円/kWh（税込）

  ※1 毎月の検針日が１日（計量日１日）のお客さまについては、2026 年８月使用分および 2026 年 10 月使用分が対象となります。

  ※2 毎月の検針日が１日（計量日１日）のお客さまについては、2026 年９月使用分が対象となります。

- 定額制をご契約のお客さまの値引き単価

  ・定額電灯および公衆街路灯Ａ

（１月につき）

		令和８年８月の料金に係る計量期間等および令和８年10月の料金に係る計量期間等	令和８年９月の料金に係る計量期間等
電灯	10ワットまでの１灯につき	13円59銭	17円48銭
	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	27円19銭	34円96銭
	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	54円38銭	69円91銭
	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	81円56銭	104円87銭
	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	135円94銭	174円78銭
	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	135円94銭	174円78銭
小型機器	50ボルトアンペアまでの１機器につき	40円60銭	52円20銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	81円21銭	104円41銭
	100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	81円21銭	104円41銭

・臨時電灯Ａ

（１日につき）

	令和８年８月の料金に係る計量期間等および令和８年10月の料金に係る計量期間等	令和８年９月の料金に係る計量期間等
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	1円41銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	2円82銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	2円82銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭	28円17銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭	28円17銭

・臨時電力

（１日につき）

	令和８年８月の料金に係る計量期間等および令和８年10月の料金に係る計量期間等	令和８年９月の料金に係る計量期間等
契約電力１キロワット１日につき	23円03銭	29円61銭
契約電力0.5キロワットの場合１日につき	11円52銭	14円81銭

以　上